

V 福利・厚生関係

1 岩手県職員労働組合総合共済規程

第1章 総 則

(根拠及び名称)

第1条 この規程は、岩手県職員労働組合（以下「県職労」という。）規約第4条第2号に基づいた福利厚生事業の一つとして行う共済事業の運営のため設ける。この名称を岩手県職員労働組合総合共済（以下「総合共済」という。）という。

(目的)

第2条 総合共済は、組合員及びこの規程でいう準組合員の死亡、疾病、災害等の相互扶助事業並びに組合員の福利増進事業を行い、組織の強化を図ることを目的とする。

(準組合員の範囲)

第3条 前条でいう準組合員の範囲は、次のとおりとする。

(1) 準組合員甲

- ① 県職労の組合員であって、法令の定める管理職指定を受けたため、若しくは出向等のため組合員の資格を喪失した者で中央執行委員長が認めた者。（以下「管理職等認定者」という。）
- ② 地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員労働組合（以下「工業技術センター労組」という。）の組合員及び工業技術センター労組の組合員であって法令の定める管理職指定を受けたため、若しくは出向等のため組合員の資格を喪失した者で工業技術センター労組の代表者が認めた者。（以下「工業技術センター管理職等認定者」という。）

(2) 準組合員乙

- ① 組合員及び前項に規定する準組合員甲であって、県職員及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「工業技術センター」という。）の職員を退職し、岩手県職員退職者会に加入している者。（以下「準組合員乙（退職者）」という。）ただし、退職時において組合員及び準組合員甲並びに次号に規程する準組合員乙（再任用等）であった期間が継続して10年に満たない者を除く。準組合員乙の資格は満70歳に達する日の前日までとする。
- ② 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員又は岩手県職員を退職後に任期付職員として岩手県及び工業技術センターに勤務し、岩手県職員退職者会に加入している者。（以下「準組合員乙（再任用等）」という。）

(給付の受給資格)

第4条 この総合共済事業の給付を受ける資格の取得は、組合員にあつては、県職労組合員台帳に登録された日からとする。

2 準組合員甲及び準組合員乙（再任用等）にあつては、中央執行委員長が認めた日からとする。

3 準組合員乙（退職者）にあつては、県職員及び工業技術センターの職員を退職した日の翌日からとする。

（受給資格の喪失）

第5条 組合員にあつては、県職労組合員である身分を失った日の翌日からその資格を喪失する。

2 準組合員にあつては、3ヵ月以上の掛金を納入しなかったとき、若しくは岩手県職員労働組合規約第10条各号及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員労働組合規約（以下「工業技術センター労組規約」という。）第10条各号に準じた行為をしたときは、その資格を喪失する。

3 中央執行委員長は、前項の規定により資格を喪失した準組合員に対し、資格を喪失した旨通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた準組合員は、当該通知を受領した日から起算して30日以内に中央執行委員長に異議を申し立てることができる。

5 中央執行委員長は、前項による異議申立があつたときは、中央執行委員会に諮り速やかに審理し、その結果を本人に通知しなければならない。

（権利）

第6条 組合員及び準組合員は、次の権利を有する。

(1) 給付を受ける権利

(2) 給付決定に対し異議を申し立てる権利

(3) 自治労共済又は県職労が行う各種共済制度を利用する権利。ただし、準組合員乙（退職者）は、退職時の継続加入共済及びじちろうマイカー共済又は自治労自動車共済に限る。

2 前項第2号、若しくは第8条第2項各号の給付決定に対する異議申し立てに関しては、前条第4項及び第5項に準ずる。

（義務）

第7条 組合員及び準組合員は、次の義務を負う。

(1) 掛金を納入する義務

(2) 本人の氏名、住所、勤務場所等、届出事項に変更があつたときは、すみやかに届ける義務

2 前項に規定する義務を履行しないときは、次の扱いとする。

(1) 前項第1号を履行しない場合は、前条第1項第1号の権利を停止する。

(2) 前項第2号を履行しない場合は、次条第2項第4号の給付は、次に規定する住宅を給付の対象とする。

① 県職労の組合員及び管理職等認定者にあつては、組合員カードに記載された住所

② 工業技術センター労組の組合員及び工業技術センター管理職等認定者にあつては、工業技術センター労組規約第7条第1項に規定する文書に記載された住所

3 前項の各号に必要な事項は細則で定める。

第2章 事業

(事業)

第8条 この総合共済の行う事業は、給付事業とその他の事業とする。

2 給付事業は、次のとおりとする。

- (1) 組合員及び準組合員甲の死亡に対する弔慰金の給付
- (2) 組合員及び準組合員甲の配偶者、子及び親並びに配偶者の親の死亡に対する弔慰金の給付
- (3) 準組合員乙及びその配偶者の死亡に対する香典の給付
- (4) 組合員及び準組合員甲に対する住宅災害見舞金の給付
- (5) 組合員及び準組合員甲に対する疾病見舞金の給付
- (6) 準組合員乙に対する療養費の給付
- (7) 組合員及び準組合員甲に対する結婚祝金の給付
- (8) 組合員及び準組合員甲に対する出産祝金の給付
- (9) 組合員及び準組合員甲に対する重度障害見舞金の給付
- (10) 準組合員乙に対する健康祝金(品)の給付
- (11) 組合員及び準組合員甲に対するリフレッシュ助成の給付
- (12) 組合員及び準組合員甲に対する退職餞別金の給付
- (13) 組合員及び準組合員甲に対する退職餞別金特別加算金の給付
- (14) 組合員及び準組合員甲並びに準組合員乙(再任用等)に対する休職時支援金の給付
- (15) 第14条第1項第3号ただし書の規定に該当する準組合員乙に対する給付は、次のとおりとする。
 - ① 本人死亡に対する弔慰金の給付
 - ② 配偶者、子及び親並びに配偶者の親の死亡に対する弔慰金の給付
 - ③ 本人に対する住宅災害見舞金の給付
 - ④ 本人に対する結婚祝金の給付
 - ⑤ 本人に対する重度障害見舞金の給付

3 その他の事業は、次のとおりとする。

- (1) 組合員及び準組合員甲並びに準組合員乙(再任用等)の福利増進の事業
- (2) 準組合員乙(退職者)の生きがい対策事業

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の組合員の事業については、別に定める。

(給付金)

第9条 前条第2項に定める給付金の額は、別表1により給付する。

ただし、管理職等認定者及び準組合員乙(退職者)に対する給付に係わる振込手数料

については、給付額よりこれを除する。

- 2 会計年度任用職員の組合員に係る給付金の額は、別に定める。
- 3 前項の給付に関する認定基準等必要な事項については、細則でこれを定める。
- 4 前条第3項に関する必要な事項については、細則でこれを定める。
- 5 戦争その他の非常な出来事及び地震、津波、噴火その他これらに類する天災の発生により、規定の給付金を支払えない場合は、岩手県職員労働組合の大会（以下「大会」という。）又は中央委員会の承認を得て、給付しないこと又はこの規定によらない給付をすることができる。

（給付の手続き）

第10条 第8条に定める事実が発生した場合は、所定の申告書に細則で定める文書を添えて、中央執行委員長に提出するものとする。

（給付の請求及び制限）

第11条 給付は、請求権者の請求に基づいて行う。

- 2 この規定により給付を受けるべき者が次の各号に該当する場合は、給付は行わない。
 - (1) 故意又は重大な過失により、給付の原因を生じさせたとき。ただし、死亡の場合はこの限りでない。
 - (2) 請求書類に故意に不実の表示をし、又は書類を偽造し、もしくは変造したとき。
 - (3) 自己の犯罪行為（刑法各条に定める犯罪行為をいう。）に伴う事実が発生し、中央執行委員会が給付することが適当でないと認めたとき。
 - (4) 第9条第4項に該当する場合で、給付しないことを決定したとき。

（権利の得喪）

第12条 給付は、原因である事実が組合員及び準組合員としての資格を有する期間内に生じたものに限りこれを行う。

- 2 給付の請求は、その原因である事実の生じた日の翌日から起算して、3年以内になければならない。

（請求権者及び遺族の範囲等）

第13条 給付の請求は、現に組合員及び準組合員、又は給付の発生した時点で組合員及び準組合員であった者が行わなければならない。ただし、その者が死亡したときは、その遺族とする。

- 2 前項ただし書に規定する遺族の範囲及び順位は、次のとおりとする。
 - (1) 組合員及び準組合員であった者の配偶者
 - (2) 組合員及び準組合員であった者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたその者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (3) 組合員及び準組合員であった者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたその者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (4) 第2号に該当しないその者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (5) 第3号に該当しないその者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- 3 前項各号の請求がない場合は、給付金は県職労に帰属する。

第3章 会 計

(掛金)

第14条 掛金は、次の区分に定める額とする。

(1) 組合員及び工業技術センター労組の組合員

月額1,100円(うち自治労共済再共済掛金300円、加入初回掛金には自治労共済出資金100円を含む。)。ただし、会計年度任用職員の組合員にあつては、別に定める。

(2) 管理職等認定者及び工業技術センター管理職等認定者

前号に規定する金額に月額500円の協力費をあわせて徴収する。

(3) 準組合員乙(退職者)

掛金は月額1,500円とし、満70歳に達する日の属する月までの分を全額一括払込とする(次項に定める一括払込済の場合を除く)。ただし、退職時(準組合員乙(再任用等)のうち、暫定再任用職員又は定年前再任用短時間勤務職員にあつては、暫定再任用職員又は定年前再任用短時間勤務職員の退職時)に自治労セット共済に加入していた者については、共済期間終了までの月数に応じ、月額300円(自治労共済再共済掛金)を一括徴収する。

(4) 準組合員乙(再任用等)

掛金は月額1,500円(うち自治労共済掛金300円を含む。)とし、満70歳に達する日の属する月までの分を全額一括払込とする(前項に定める一括払込済の場合を除く)。

(5) 第1号に定める自治労共済出資金及び事業別払戻金は、組合員及び準組合員に帰属するものとし、請求に基づき、次により返還する。

① 組合員及び準組合員甲は、その資格を喪失したとき。

② 準組合員乙は、自治労セット共済の共済期間が終了したとき。

2 無給休業中の組合員に対しては、その期間中の掛金については本人の申し出により、規程第8条第2項第14号の給付金を掛金(承認日以降の掛金に限る。)に充当することができる。ただし、組合脱退により給付金の支払いがない者にあつては、脱退時において全額精算するものとする。掛金の徴収方法については、細則でこれを定める。

(資産の管理)

第15条 共済事業の資産管理は、すべて正確に行い、その管理は中央執行委員会が行う。

2 資産の管理運営方法は、細則でこれを定める。

(経費)

第16条 共済事業の経費は、次のものをもってあてる。

(1) 掛金

(2) 利子収入

(3) その他の収入

(特別会計)

第17条 本会計は、特別会計とする。その勘定科目は、別表2のとおりとする。

(会計監査)

第18条 この規程の特別会計は、公認会計士の検査及び県職労の会計監事による監査を必要に応じ受けなければならない。

(記帳簿及び原簿)

第19条 県職労は、次の諸帳簿を備えなければならない。

- (1) 予算出納伺簿
- (2) 収入支出内訳簿
- (3) 銀行勘定元帳
- (4) 共済掛金台帳
- (5) 現金出納帳
- (6) 組合員等名簿
- (7) 備品台帳

(支払準備金及び責任準備金)

第20条 この共済事業を円滑かつ安全に行うため、退職餞別金給付の支払準備金、異常事故発生に対する責任準備金を積み立てる。

支払準備金の額は「退職餞別金予定給付額」とし、責任準備金は「年間支払給付相当額の2年分」になるまで積み立てるものとする。また制度の安定的な運営を確保するため「準組合員(乙)給付に係る保証期間に応じた掛金相当額」及び運営審議委員会が定める「制度安定基金」を積み立てる。

- 2 責任準備金は事故が予定発生率を超えた場合でなければ取り崩すことができない。
- 3 積立金では対応できない異常事故発生があった場合は、中央執行委員会で適切な対処をしなければならない。

(会計年度)

第21条 本共済事業の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 運 営

(運営審議委員会)

第22条 事業を円滑に運営するために運営審議委員会を設ける。

- 2 前項に定める委員会の構成、運営については別に定める総合共済運営審議委員会設置及び運営規則による。

(規則の改廃)

第23条 本規程の改廃については、大会又は中央委員会の過半数の賛成による。

(再共済)

第24条 事業の安全を図るために再共済することができる。

- 2 本規程が発足後特別の定めを決議機関で行うまで、自治労共済に加入する。

附 則

(施行期日)

第1条 本共済事業は、昭和46年11月1日より実施する。

第2条 第3条第1項第2号ただし書の規定にかかわらず、本規定実施時点において組合員であった者は、退職時まで継続して組合員であれば準組合員乙の資格を有するものとする。

この規程は、昭和50年11月1日より適用する。

この規程は、昭和54年7月1日より適用する。

この規程は、昭和55年10月1日より適用する。

この規程は、1988年4月1日より適用する。

この規程は、1989年6月24日より適用する。

この規程は、1989年12月15日より適用する。

この規程は、1991年4月1日より適用する。

この規程は、1992年3月13日から適用する。

この規程は、1994年4月1日から適用する。

この規程は、2001年8月1日から適用する。

ただし、第3条第1項第2号及び第14条第1項第2号のただし書きの規定については2001年4月1日から適用する。

この規程は、2002年4月1日から適用する。

この規程は、2007年4月1日から適用する。

岩手県職員労働組合互助基金(以下、「互助基金」という。)の財産については、2007年10月1日をもって、総合共済に承継するものとする。

2007年3月31日までに、互助基金に出資した社会保険労組の組合員及び社会保険管理職等認定者にあつては、社会保険事務局等の職員を退職したとき、当該出資金について、第15条第2項の規定を適用し、返還するものとする。

1 この規程は、2010年4月1日から適用する。

2 適用日前日に改正前の「岩手県職員労働組合総合共済規程」第3条第1号③に規定する準組合員甲であった者については、2010年3月31日の退会の日をもって、改正後の「岩手県職員労働組合総合共済規程」に定める退職した日とし、同規程第3条第2号の規定にかかわらず「準組合員乙」の加入要件を満たしたのみならず。

3 前項のうち、中央執行委員会が特に認めた者については、退会の日から満60歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間、「準組合員乙」の加入資格を有するものとする。ただし、「準組合員乙」へ加入の有無が確定するまで、本規程第8条第2項第12号に規定する退職餞別金の給付を留保する。

1 この規程は、2010年4月1日から適用する。

2 適用日前日をもって退職の日とみなされた全国社会保険職員労働組合岩手支部(以下「社会保険労組」という。)の組合員及び社会保険労組の組合員であつて、法令の定める管理職指定を受けたため、または出向等のため組合員の資格を喪失した者で社会保険労組の代表者が認めた者に係る第8条第2項第12号に規定する退職餞別金の給付額については、別表1の規定にかかわらず、次表のとおりとする。また適用日から2011年3

月31日の間、「準組合員甲」とみなし、第8条第3項第1号に規定する事業のうち、運営審議委員会が認めた事業に限り、その受給資格を有するものとする。

退職餞別金	掛金総額の50%
-------	----------

- 1 この規程は、2011年3月11日から適用する。
- 2 2011年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（2011年5月31日までに発生した余震を含む。）により生じた事由による第9条に規定する給付金については、別表1の規定にかかわらず、運営審議委員会が別に定める給付額を給付する。

なお、上記給付金に係る請求手続き及び様式については、本規程及び細則の規定にかかわらず、中央執行委員長が別に定めるものとする。

この規程は、2012年7月1日から適用する。

この規程は、2013年3月2日から適用する。

- 1 この規程は、2013年6月15日から適用する。
- 2 賃金カット等、組合員の生活に著しい悪影響を与える不測の事態が生じた場合、本規程第8条第3項に規定するその他の事業については、本規程第9条及び細則の規定にかかわらず、運営審議委員会が別に定める事業を実施する。

なお、当該事業実施に係る手続き、様式及び勘定科目については、本規程及び細則の規定にかかわらず、中央執行委員長が別に定めるものとする。

この規程は、2014年4月1日から適用する。

この規程は、2015年4月1日から適用する。

- 1 この規程は、2016年8月30日から適用する。
- 2 2016年8月30日に発生した平成28年台風10号により生じた事由による第9条に規定する給付金については、別表1の規定にかかわらず、運営審議委員会が別に定める給付額を給付する。

なお、上記給付金に係る請求手続き及び様式については、本規程及び細則の規定にかかわらず、中央執行委員長が別に定めるものとする。

- 1 この規程は、2019年4月1日から適用する。ただし、別表第2に係る改正にあっては、議決の日の翌日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前々日までに岩手県職員又は岩手県工業技術センターを退職し、かつ規程第14条第3号及び第4号における掛金を払込した準組合員乙（退職者）及び準組合員乙（再任用）にかかる規程第9条関係別表1（2）及び（3）に係る療養費の総給付限度額は、なお従前の例による。

- 1 この規程は、岩手県職員労働組合格約の一部改正の施行日から施行する（2020年7月1日を予定）。

- 2 この規程の施行日の前日までに岩手県職員労働組合格約第7条第2項の規定に基づき組合員資格を得た会計年度任用職員における規程の施行日の前日までの間の掛金の取り扱いについては、別に定める。

この規程は、2023年4月1日から適用する。

別表1 総合共済規程第9条にいう給付は次のとおりとする。

なお、給付要件については、総合共済規程細則を参照のこと。

(1) 組合員、準組合員甲

単位：円

科 目				給付金額(A)	備考(自治労共済基本型から給付される額)(B)	本人給付合計(C) (A)+(B)=(C)	
死亡弔慰金	本人			500,000	(500,000)	1,000,000	
	配偶者			0	(200,000)	200,000	
	子			0	(50,000)	50,000	
	親			0	(10,000)	10,000	
	配偶者の親			0	(10,000)	10,000	
住宅災害見舞金	1 火災 2 落雷、 破裂、爆 発 3 航空機 の墜落、 車輛の飛 び込み等 の損傷	全焼・全壊	70%以上	600,000	(400,000)	1,000,000	
			50%以上 70%未満	360,000	(360,000)	720,000	
		半焼・半壊	30%以上 50%未満	280,000	(280,000)	560,000	
	20%以上 30%未満		200,000	(200,000)	400,000		
	一部焼・ 一部壊	10%以上 20%未満	120,000	(120,000)	240,000		
		5%以上 10%未満	80,000	(80,000)	160,000		
		5%未満	20,000 以内	(20,000 以内)	40,000 以内		
	自然災害	風水害等	全壊・流失・全壊	70%以上	140,000	(160,000)	300,000
				半焼・半壊	20%以上 70%未満	70,000	(80,000)
			一部焼・ 一部損壊	損害額が 100 万円を超える場合	4,000	(16,000)	20,000
				損害額が20万円をこえ 100万円以下の場合	5,200	(4,800)	10,000
		床上浸水	全床面の 50%以上 にわたる 浸水	150 cm以上	0	(80,000)	80,000
100~150 cm未満				0	(54,000)	54,000	
70~100 cm未満				0	(38,000)	38,000	
全床面の 50%未満 にわたる 浸水			40~70 cm未満	0	(26,000)	26,000	
			40 cm未満	4,000	(16,000)	20,000	
			100 cm以上	4,000	(16,000)	20,000	
地震等	全壊・流失	70%以上	140,000	(50,000)	190,000		
		半壊	20%以上 70%未満	70,000	(25,000)	95,000	
	一部壊	損害額が 20 万円を超える場合	5,000	(5,000)	10,000		
同居親族の死亡			0	(20,000)	20,000		
疾病見舞金			30,000	0	30,000		
無給休職時(再給付)			100,000	0	100,000		
結婚祝金			20,000	(10,000)	30,000		
出生祝金			20,000	0	20,000		
重度障害見舞金			0	(500,000)	500,000		
リフレッシュ助成			20,000	0	20,000		
休職時支援金(1ヶ月につき)			1,100	0	1,100		
退職見舞金	職 員	掛金を納入した期間	3年未満	掛金総額の0%	0	掛金総額の0%	
		"	3年以上 10年未満	※掛金総額の30% -18,000円	(18,000)	掛金総額の30%又は 18,000円 (多い方の額)	
		"	10年以上	※掛金総額の50% -18,000円	(18,000)	掛金総額の50%	
	任期付職員	"	6ヵ月未満	掛金総額の0%	0	掛金総額の0%	
		"	6ヵ月以上 3年未満	掛金総額の50%	0	掛金総額の50%	
		"	3年以上	※掛金総額の50% -18,000円	(18,000)	掛金総額の50%	
特別加算金		岩手県退職者会に入会した場合	30,000	0	30,000		

※ 自治労共済基本型からの退職時共済金の給付額を差し引くものとする。

(2) 準組合員乙

単位：円

		科 目	給付金額
給 付 内 容	香典	本 人	100,000
		配偶者	30,000
	疾病	療 養 費	<p>※ 1ヶ月1件の自己負担金（一部負担金払戻制度による給付がある者にあつては、当該給付額を差し引いた額とする）から3,000円を控除した額とする。1ヶ月の最高給付限度額は21,600円とする。</p> <p>ただし、総給付限度額として、50万円を限度とする。</p>
	健康祝金（品）		<p>20,000 以内</p> <p>（ただし、乙組合員期間中に疾病給付を10万円を超えて給付を受けた者を除く。）</p>

- ※ 1ヶ月1件とは、医療機関別かつ診療科目別かつ入院・外来の別、調剤薬局別を原則とする。
- ※ 準組合員甲及び準組合員乙に対する給付に係わる振込手数料については、給付額よりこれを除する。
- ※ 準組合員乙のうち、自治労セット共済継続者で共済期間中の者については、上記のほか自治労共済基本型から給付金が給付される。

(3) 準組合員乙 (再任用等)

単位：円

科 目			給付金額	備考(自治労共済基本型から給付される額)		
給 付 内 容	疾病		<p>※ 1ヶ月1件の自己負担金(一部負担金払い戻し制度による給付がある者にあつては、当該給付額を差し引いた額とする)から3,000円を控除した額とする。1ヶ月の最高給付限度額は21,600円とする。 ただし、総給付限度額として、50万円を限度とする。</p> <p>*1 1ヶ月1件とは、医療機関別かつ診療科目別かつ入院・外来の別、調剤薬局別を原則とする。</p>			
	香典(自治労総合共済基本型からの支給は「死亡弔慰金」)		本人	100,000	(500,000)	
			配偶者	30,000	(200,000)	
			子		(50,000)	
			親		(10,000)	
			配偶者の親		(10,000)	
	1 火災 2 落雷、破裂、 爆発 3 航空機の墜 落、車輛の飛 び込み等の損 傷	全焼・全壊	70%以上		(400,000)	
			50%以上 70%未満		(360,000)	
		半焼・半壊	30%以上 50%未満		(280,000)	
			20%以上 30%未満		(200,000)	
		一部焼・ 一部壊	10%以上 20%未満		(120,000)	
			5%以上 10%未満		(80,000)	
		5%未満		(20,000 以内)		
	住宅 災害 見舞金	風水 害等	全壊・流失・全焼	70%以上	(160,000)	
			半焼・半壊	20%以上 70%未満	(80,000)	
			一部焼・ 一部損壊	損害額が100万円を超える場合		(16,000)
				損害額が20万円をこえ 100万円以下の場合		(4,800)
		自然 災害	床 上 浸 水	全床面の50% 以上にわたる 浸水	150cm以上	(80,000)
				100~150cm未満	(54,000)	
				70~100cm未満	(38,000)	
				40~70cm未満	(26,000)	
			40cm未満	(16,000)		
			全床面の50% 未満にわたる 浸水	100cm以上	(16,000)	
	100cm未満	(4,800)				
	地震 等	全壊・流失	70%以上	(50,000)		
		半壊	20%以上 70%未満	(25,000)		
		一部壊	損害額が20万円を を超える場合	(5,000)		
	同居親族の死亡				(20,000)	
	結婚祝金				(10,000)	
	重度障害見舞金				(500,000)	
	休職時支援金(1ヶ月につき)		1,000			

別表 2

貸借対照表

資産の部・科目	負債の部・科目
1 流動資産 (1) 現金及び預金 ア 現金 イ 普通預金 (2) 貸付金 ア 長期貸付金 イ 短期貸付金(車) ウ 短期貸付金(育休) (3) その他の流動資産 ア 未収金 イ 立替金 2 固定資産 (1) 有形固定資産 ア 什器備品 (2) 無形固定資産 ア 保険積立金 イ 投資有価証券 ウ 責任準備金引当資産 エ 電話加入権 オ 出資金	1 流動負債 (1) 未払給付金 (2) 前受掛金 (3) 預り金 (4) 前払費用 (5) 仮受金 (6) 一般会計借入金 2 固定資産 (1) 長期借入金 (2) 準組合員乙給付基金 (3) 危険積立準備金 (4) 退職選別金引当金 (5) その他積立金
	正味財産の部・科目
	1 正味財産 (1) 正味財産 (2) 固定資産等見返正味財産 (3) 当期正味財産増減額

損益計算書

借 方	貸 方
1 事業支出 (1) 再共済掛金支出 (2) 乙給付金支出 (3) 給付金支出 (4) 退職餞別金支出 (5) 福利増進費 (6) 生きがい対策事業費 (7) 共通経費配賦額(人件費) (8) 運営費 2 一般会計繰出金支出 (1) 一般会計繰出金支出 3 特別損失 (1) 退職餞別金引当金積立支出 (2) 危険積立準備金積立支出 (3) 準組合員乙還付金支出 (4) 準組合員乙給付基金支出 (5) その他積立金支出 (6) 減価償却費 4 責任準備金引当資産購入支出 (1) 保険積立金購入支出 (2) 責任準備金引当資産購入支出 5 投資有価証券購入支出 (1) 投資有価証券購入支出 6 長期前受掛金取崩支出 (1) 長期前受掛金取崩支出 7 一般会計借入金返済支出 (1) 一般会計借入金返済支出 8 予備費	1 事業収入 (1) 再共済給付金収入 (2) 掛金収入 (3) 乙掛金収入 (4) 過年度分乙掛金収入 (5) 協力費収入 (6) 手数料収入 2 雑収入 (1) 互助基金会計繰入金収入 (2) 受取利息 (3) 配当金 (4) 雑収入 3 特別利益 (1) 退職餞別金引当金取崩収入 (2) 危険積立準備金取崩収入 (3) 準組合員乙給付基金取崩収入 (4) その他積立金取崩収入 4 責任準備金引当資産取崩収入 (1) 責任準備金引当資産取崩収入 (2) 準組合員乙給付基金取崩収入 (3) 危険積立準備金取崩収入 (4) 退職選別金引当金取崩収入 (5) 長期前受掛金取崩収入 5 長期前受掛金収入 (1) 長期前受掛金収入 (2) 長期前受準組乙掛金収入 6 一般会計借入金収入 (1) 一般会計借入金収入 7 投資有価証券等取崩収入 (1) 投資有価証券取崩収入 (2) 保険積立金取崩収入

2 岩手県職員労働組合総合共済規程細則

第1条 規程第3条により準組合員甲及び準組合員乙になろうとする者は、その事由発生の日より30日以内に届出書（様式第1）により岩手県職員労働組合中央執行委員長（以下「中央執行委員長」という。）に申請するものとする。

第2条 規程第5条第3項に定める資格を喪失した旨の通知は、準組合員資格喪失通知書（様式第2）により行うものとする。

これについて異議あるときは「準組合員資格喪失通知書」を到着後30日以内に中央執行委員長にその旨申し出なければならない。

これについて、岩手県職員労働組合中央執行委員会（以下「中央執行委員会」という。）は速やかに審理し、結果を本人に通知しなければならない。

2 規程第5条第4項に定める審理の結果、資格喪失を適当と認めた場合は掛金延滞月より給付を停止し、資格回復を適当と認めた場合には継続して準組合員であった者として処理する。

3 規程第6条第2項の手続きは、前項と同じ取り扱いとする。

第3条 規程第7条第1項第2号の届け出は、組合員カード（様式第3）によるものとする。

2 規程第7条第1項第3号にいう集団とは10名以上をいい、同一の行程（同一の自動車又は電車、船、飛行機）の旅行とし、かつ旅行日程が2泊以上の場合で総距離が200km以上の場合とする。

第4条 規程第9条第2項に定める認定基準は、次のとおりとする。

2 死亡事故等認定基準本規程にいう死亡とは、病死、自然死、自殺及び事故死（殉職、その他の不慮の事故死を含む）並びに失踪宣言のあったときをいう。ただし、失踪又は行方不明中の組合員及び準組合員甲、若しくは規程第14条第1項第2号ただし書に規定する準組合員乙については、中央執行委員会がその組合員資格の喪失を決定し、運営審議委員会が死亡に準ずると認めたものを総称するというものとし、次の死亡事故に対し共済金を給付する。

(1) 組合員及び準組合員甲

① 本人

② 配偶者（婚姻の届出はしていないが、同居し事実上婚姻関係にある場合を含む。）

③ 親

ア 自然血族の実父母

イ 民法第800条により縁組の届け出をした養父母

ウ 実父母又は、養父母が離婚又は死亡によって再婚した継親

④ 子

本人と生計を一にしている子で次に掲げる者

ア 自然血族の実子

イ 民法第800条により縁組の届け出をした子（養子）

ウ 配偶者の子であって養子縁組はしていないが、事実上親子関係と同様の事情にある子（継子）

エ 前記アからウの子の配偶者（義子）

オ 生計を一にすると、所得税法基本通達第2-47号の解釈による。

カ 死産又は早産の場合は、妊娠7ヵ月以上であれば子の死亡とし、双生児であれば死亡2件として取り扱う。

(2) 準組合員乙 前号の規定を準用する。ただし、前号③及び④の規定は、規程第14条第1項第4号ただし書に該当する準組合員乙に限り適用する。

3 住宅災害事故認定基準

(1) 本規程にいう住宅災害とは、地震、津波、噴火を除き原因のいかんを問わず、組合員及び準組合員（以下、「組合員等」という。）が居住し、生活の本拠としている建物又は動産が受けた災害及び自然災害により組合員等が居住し、生活の本拠としている建物が受けた災害並びに、すべての住宅災害によって親族が死亡した場合をいい、自家、借家を問わない。

ただし、動産のみの災害については、一部焼、一部損壊、消防冠水の共済金の額の範囲内で実損額を支払う。

(2) 組合員等が単身赴任の場合は、原則として家族が居住している建物を生活の本拠とする。

ただし、特に申し出により赴任地の居住場所を生活の本拠とすることができる。

(3) 組合員等の生活の本拠が、組合員カードに記載のものと異なる場合、規程第7条第2項第2号の規定により確定した住所をもって、生活の本拠とする。

(4) 次のものは、生活の本拠として取扱わず、給付対象としない。

- ① 建物に附属する門、塀、垣その他工作物
- ② 物置、納屋その他の附属建物
- ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
- ④ 貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品たる書画、彫刻物その他の物
- ⑤ 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑥ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他の物
- ⑦ 自動車
- ⑧ 家畜、家きんその他これらに準ずる物

(5) 本規程にいう火災とは、人の意図に反し又は、放火により発生し、若しくは人の意図に反して拡大し、消火の必要のある燃焼現象をいい、次の原因による事故も含む。

- ① 消防破壊
- ② 消防冠水
- ③ 消防又は避難に必要な処分

(6) 本規程にいう落雷、破裂、爆発及び航空機の墜落、車輛の飛び込み等の損害とは、次のものとする。

① 落雷

落雷の衝撃による損害をいい、これに伴う次のような波及事故を含むものとする。

落雷により屋外の変圧器が破損したために、その異常電流によって生じたテレビ等電気器具などの損害

② 破裂、爆発

気体又は薬品などの急激な膨張による破裂又は爆発並びに凍結による水道管、水管又はこれに類するものの破裂又は爆発による損害

③ 航空機の墜落等

航空機の墜落、航空機からの物体の落下による損害

④ 車両の飛び込み等

車両又は積載物の衝突及び接触、不慮の人為的災害によって組合員等が居住する建物に受けた損害をいう。

ただし、次に掲げる損害は、給付対象としない。

ア 故意、過失のいかんを問わず組合員等若しくは、配偶者が所有又は運転する車両と、その積載物による衝突や接触による損害

イ 車両の運行の際に生じた小石、汚水等の飛散による損害。

ウ 積載物の積み下ろし、積み込み中の損害。

⑤ 不慮の人為的災害

自然現象を伴うものを除き、次の損害をいう。

ア 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害。ただし、組合員等又はその生計を一にする親族及びこれらの者と当該事故発生にかかわった者の加害行為による損害を除く

イ 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水ぬれ損害

ウ 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水ぬれ損害。ただし、共済の目的に存在する欠陥又は腐食、さびかび、虫害その他の自然の消耗等に起因する損害を除く

エ その他突発的な第三者の直接加害行為によって生じた損害で、損害額が5万円以上のもの。ただし、組合員等又はその生計を一にする親族及びこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の直接加害行為による損害を除く

(7) 本規程にいう自然災害とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、長雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょう、土砂崩れ、地割れ、断層、地すべり、地震、津波、火山の噴火又は爆発などの自然現象により建物に損害を受けた場合をいう。ただし、自然災害に伴って生じた火災は、自然災害による損害とみなす。

(8) 本規程にいう同居親族の死亡とは、すべての住宅災害によって組合員等と同居する親族が死亡した場合をいう。

(9) 火災等による損害事故の認定基準は、次によるものとする。

① 全焼・全壊

建物の70%以上を焼破損した場合をいい、焼破損の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含む

② 半焼・半壊

建物の焼破損の程度が、全焼、全壊のそれに満たないが、建物の20%以上を焼破損した場合

- ③ 一部焼・一部損壊
建物の20%未満を焼破損した場合及び家財のみの損害でそれぞれ2,000円を超える損害をいう。
- ④ 消防破壊
建物が消防作業の必要上から破壊されたものとする。
- ⑤ 消防冠水
消防作業の放水によって建物の20%未満を冠水汚損した場合及び家財のみ損害で、2,000円を超える損害をいう。
- ⑥ 消防又は避難の必要な処分
避難のための処分としての破壊作業及び家財の搬出の際に生じた損害とする。
- (10) 自然災害による損害の認定基準は、次によるものとする。
- ① 全壊・流失・全焼
建物の70%以上を損壊（焼破損）し、又は流失した場合をいい、損害の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含むものとし、次の基準による。
- ア 住宅の傾斜が7度以上の場合
イ 住宅の全般的損壊が床面積の60%以上の場合
ウ 柱の折損破損（割れ）が40%以上の場合
エ 主要構造部分（土台、柱、梁、桁、胴差）の損壊が30%以上に及ぶ場合
オ 崖崩れなどの危険により、行政処分により取り壊される場合
カ 住宅の沈下及びズレが発生したが、地盤軟弱で建物の一時移動及び杭打機搬入等の作業スペースがない場合
- ② 半壊・半焼
建物の損害の程度が前記アのそれに満たないもので、次の基準による。
- ア 建物の20%以上を損壊（焼破損）した場合
イ 壁の全面積の70%以上が崩落のした場合
ウ 全屋根部（屋根・小屋組・天井）の50%以上を損壊した場合
エ 2ヵ所以上で5cm以上の土台がズレた場合
オ 住宅の歪みなどにより大半の建具の開閉が不能になった場合
カ 屋根の大半が破損し、その他の箇所の損害が10%以上の場合
キ 床上100cm以上浸水した場合
ク 地盤沈下などにより全基礎の20%以上の取り壊しを要する場合
ケ 崖崩れなどの危険により、行政命令で立退きをする場合
- ③ 一部焼・一部損壊
建物の20%未満を損壊（焼破損）し、損害額が20万円を超える損害をいう。
ただし、床上浸水及び床下への浸水を除く。
- ④ 床上浸水
一階床面部分の50%以上に浸水し、そのため日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。

⑤ 避難特別見舞金

行政の警戒区域・避難勧告区域に指定され、組合員等とその家族が自宅を30日以上離れて避難した場合に給付する。ただし、同一災害での給付は、1回限りとする。

(11) 住宅災害死亡の同居親族の範囲

① 第3項第8号に規定する同居親族の範囲は、民法上の親族（6親等内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）をいう。

② 配偶者、親及び子が死亡した場合は、死亡給付金と併給するものとする。

(12) 火災の給付にあつては、単身の下宿若しくは自家でない場合は7分の5に減額して給付する。

(13) 自家の範囲

自家とは、法律的な自己の所有だけでなく、この規程細則に定める配偶者、並びに生計を一にしている親、子の所有であるものを含む。

ただし、同一家屋に2人以上の組合員がいる場合は、上位者以外は7分の5の給付者とする。

4 疾病給付認定基準

本規程にいう疾病とは、疾病見舞金と療養費の給付に区分し、その認定基準は健康保険法に規定する療養の給付が行われた場合、共済金を給付する。

(1) 疾病見舞金

同一疾病(歯科を除く。)で連続した30日以上入院療養をいう。ただし、同一疾病1回限りとする。

(2) 準組合員乙に対する療養費の給付

健康保険法に規定する1ヵ月1件の自己負担金額（一部負担金払戻制度による給付がある者にあつては、当該給付額を差し引いた額とする）から3,000円を控除した額とする。

1ヵ月の最高給付限度額は21,600円、準組合員乙である期間中に給付を受けるのは50万円を限度とする。

ただし、2002年3月診療分までの疾病給付総額は、二分の一として積算する。

なお、健康保険法に規定する1ヵ月1件とは、医療機関別かつ診療科目別かつ入院・外来の別、調剤薬局別を原則とする。

5 結婚給付認定基準

本規程にいう結婚とは、組合員又は準組合員甲が法律上の婚姻した場合又は婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいい、再婚の場合も同様とする。

6 出生給付認定基準

本規程にいう出生とは、出生届を市町村に申告して受理されたものをいう。

7 重度障害給付認定基準

本規程による重度障害とは、組合員又は準組合員甲が身体の一部又は、機能に次の障害を永久に残した場合をいう。

① 両眼が失明したもの

② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの

- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの
- ⑩ 両眼の視力が0.02以下になったもの
- ⑪ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの
- ⑫ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの
- ⑬ 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- ⑭ 両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑮ 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
- ⑯ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの
- ⑰ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの
- ⑱ その他、運営審議委員会が認めたもの

8 準組合員乙に対する健康祝(金品)給付認定基準

- (1) 本規程にいう健康とは、70歳時における生存をいう。

ただし、準組合員乙である期間中に疾病給付を10万円を超えて受給した者を除く。

9 リフレッシュ助成給付

本規程にいうリフレッシュ助成とは、総合共済加入期間が20年以上の組合員及び準組合員甲の健康増進を目的とした給付をいう。

ただし、設定基準日を毎年11月1日及び退職時とし同一人1回限りとする。

10 退職餞別金認定基準

組合員又は準組合員が退職(死亡給付の対象となる死亡退職を除く。)により県職労を脱退するときは、掛金を納入した期間に応じ、その掛金の総額に掛金を納入した期間率を乗じて得た額の退職餞別金を給付する。ただし、同一人1回限りとする。

- (1) 職員(次号で定める任期付職員を除く職員)

一時中断期間又は空白期間がある場合は、その期間を除いて掛金を納入した期間が通算して5年以上の場合。

ただし、一時中断期間中に退職した場合は、給付の対象としない。

- (2) 任期付職員(「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(平成14年法律第48号)の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。)

- ① 一時中断期間又は空白期間がある場合は、その期間を除いて掛金を納入した期間が通算して6カ月以上の場合。

ただし、一時中断期間中に退職した場合は、給付の対象としない。

- ② 任期付職員から継続して任期の定めのない一般職に採用された場合は、掛金納入期間を通算し、第1号に規定する職員として給付する。

- ③ 任期付職員から期間を空けて任期の定めのない一般職に採用された場合は、本項ただし書きによらず、新たに第1号に規定する職員としての給付を行う。

第4条の2 規程第9条第3項に定める福利増進の事業は、次のとおりとする。

- (1) 健康促進事業
 - (2) 自治労共済及び協定団体が実施する任意加入共済事業。ただし、自治労共済の事業にあつては、中央執行委員会、また、協定団体等との契約による事業にあつては、運営審議委員会の議を得て実施するものとする。
 - (3) じちろうマイカー共済及び自治労自動車共済掛金の貸付
 - ① 貸付金は、じちろうマイカー共済及び自動車共済掛金の限度内とし無利子とする。
 - ② 償還方法は、6ヵ月以内の一括払いとし6月又は12月の期末・勤勉手当支給時とする。
 - ③ 借入申し込みは、じちろうマイカー共済（自治労自動車共済）掛金借入申込書（様式第5）を提出して行うものとする。
 - (4) 専従職員の住宅資金貸付は、退職金貸付規程を準用する。
 - (5) 育児休業等に伴う共済掛金の貸付
 - ① 貸付金額は、総合共済、自治労セット共済及び組合員及び準組合員甲が加入する共済組合の掛金合計額の限度内とし、その金額が50万円を超える場合は、50万円以内とする。ただし、育児休業給（岩手県職員互助会等給付を含む）を支給される組合員及び準組合員甲（規程第3条第1号①及び②に規程する者に限る。）にあつては、その支給される金額は、貸付金の対象としない。
 - ② 償還方法は、復職後1年6ヵ月以内（6月と12月に期末・勤勉手当支給時の分割払い方式）とし無利子とする。
 - ③ 借入申し込みは、育児休業等共済掛金借入申込書（様式第6）を提出して行うものとする。
 - (6) その他の福利増進に係る事業。ただし、事業実施に係る予算を明示して岩手県職員労働組合の大会（以下「大会」という。）又は中央委員会の承認を得るものとし、具体的な実施内容等は運営審議委員会において定めるものとする。
- 2 規程第8条第3項第2号に定める生きがい対策事業は、次のとおりとする。
- (1) 生きがいの確保を目的とした事業
 - (2) 地域社会への寄与等を目的とした事業
 - (3) 健康管理・健康づくりを目的とした事業
- 3 前項各号に関する事業の採択は、事業実施に係る予算を明示して大会又は中央委員会の議を得た上で、その範囲内において中央執行委員長が決定する。

第5条 規程第10条に定める申告書、添付文書にかかる細部は、次のとおりとする。

- 2 給付の申告は、申告書（様式第7）により行うものとする。
- 3 前項の規定による申告書の提出があつた場合は、分会長（準組合員甲（規程第3条第1号②に規定する者に限る。）にあつては、加入している組合の代表者。以下、第4項及び第6項から第8項において同じ。）の証明等を速やかに審査し、給付決定通知書（様式第8）により通知をしなければならない。
- 4 死亡認定関係
 - (1) 死亡事実の証明
 - ① 本人の死亡診断書の写しを添付すること。

- ② 本人以外の死亡診断書の写し又は分会長の証明書を添付すること。
- (2) 婚姻の届出はしていないが、同居し事実上婚姻関係にある配偶者の場合支部又は分会の代表者の証明書を添付すること。
- (3) 失踪、行方不明の場合
 - ① 本人の場合家族又は分会長の証明書を添付すること。
 - ② 本人以外の場合
 - ア 失踪、行方不明死亡確認が不可能の場合は、裁判所発行の失踪宣言の証明書を添付すること。
 - イ 航空機の墜落、船舶の沈没等死体の確認ができない場合で、その死亡が客観的に確実と認められるときは、当該航空会社等が発行する証明書を添付すること。ただし、共済金受取人は、生存が明らかになったときには、すでに受け取った共済金を返済する旨の念書を提出するものとする。

5 住宅災害認定関係

- (1) 公共団体の発行する証明書、又はその写し、火災については消防署の発行する証明書、又はその写しを添付すること。

6 疾病認定関係

- (1) 疾病の事実の証明
 - ① 組合員及び準組合員甲の場合、分会長の証明を添付すること。
 - ② 準組合員乙の場合通院、入院とも診療報酬請求明細書又は領収書を添付すること。
ただし、前記により、健康保険適用部分の判定が困難なときは、それにたる証明書を添付すること。

7 結婚認定関係

分会長の証明を添付すること。

8 出生認定関係

分会長の証明を添付すること。

9 重度障害認定関係

診断書又はその写しを添付すること。

第5条の2 中央執行委員長は、給付の申告を受けた場合には、必要書類がすべて岩手県職員労働組合本部（以下「県職労本部」という。）に到着した日の翌日以後30日以内に給付金を支払わなければならない。

ただし、給付事由の内容、発生の状況、原因等その他支払うべき給付金の額を確定するために必要な事項の調査を要する場合において、提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な書類がすべて県職労本部に到着した日以後、次に定める期間内に給付金を支払わなければならない。

- ① 弁護士法その他の法令に基づく照会が必要なとき 180日
- ② 警察・消防等の公の機関による調査等について照会が必要なとき 180日
- ③ 医療機関等の専門機関による診断・鑑定等について照会が必要なとき 90日
- ④ 災害救助法の適用された被災地域において調査が必要なとき 60日

2 前項の支払期限は、再共済に係る給付は自治労共済の規定を適用するものとし、独自・再共済双方からの給付は再共済の給付日を起算日とする。

第6条 規程第14条に定める掛金及び協力費の徴収方法は、組合員及び準組合員甲にあつては、組合費と同様の徴収方法とする。

2 準組合員乙にあつては、組合員カードに記載した銀行に振り込むものとする。

3 準組合員乙にあつては、満70歳に達する日の属する月までの一括全納掛金とする。

4 規程第14条第2項の申し出は、総合共済掛金充当願い（様式第9）により行うものとする。

第7条 規程第15条に定める資産の管理は、次による。

(1) 支払準備金及び責任準備金は、別に定める運用指針に基づき、資産の有効運用を図るものとする。

(2) 給付予定金及び緊急の支払いに充当する準備金は、労働金庫及び最寄りの金融機関に預金するものとする。

(3) 第1号に規定する運用指針の改廃及び資産の有利運用に係る必要な事項は、運営審議委員会の議をもって定め執行するものとする。

第8条 規程第24条に定める再共済は、事務要綱に定める。

第9条 本細則の改廃については、大会又は中央委員会の過半数の賛成による。ただし、様式の制定及び改廃については、中央執行委員会事項とする。

附 則

この細則は、昭和46年11月1日から適用する。

この細則は、昭和50年10月1日から適用する。

この細則は、昭和50年11月1日から適用する。

この細則は、昭和55年10月1日から適用する。

この細則は、1981年7月1日から適用する。

この細則は、1988年4月1日から適用する。ただし、適用日前日において準組合員乙である者に係る掛金の徴収方法については、改正前規程と併用して行うことができるものとする。

この細則は、1989年6月24日から適用する。

この細則は、1989年12月15日から適用する。

この細則は、1991年4月1日から適用する。ただし、第4条第4項第2号ただし書については、1991年5月1日から適用する。

第4条第10項の規定にかかわらず、同規定適用時に組合員（準組合員甲を含む）であった者で総合共済加入期間が10年以上20年に満たないで退職し総合共済準組合員乙に移行した者については、同給付の受給資格を有するものとする。

ただし、給付額は一律8,000円とする。

この細則は、1992年3月31日から適用する。

この細則は、1992年7月1日から適用する。

この細則は、1993年6月19日から適用する。

この細則は、1994年4月1日（94年4月診療分）から適用する。

この細則は、2001年8月1日から適用する。ただし、2002年3月1日現在で組合員又は準組合員甲である者については、第4条第11項に定める加入年数が5年未満の場合でも退職餞別金を給付するものとする。

この細則は、2002年4月1日から適用する。ただし、適用日前日において準組合員乙である者に係る掛金の徴収方法については、改正前規程と併用して行うことができるものとする。

この細則は、2007年4月1日から適用する。

この細則は、2010年4月1日から適用する。ただし、改正前の「岩手県職員労働組合総合共済規程」第3条第1号③に規定する準組合員甲であった者が、適用日前日までに生じた給付事由について、適用日以降に給付請求する場合には、改正前の「岩手県職員労働組合規程細則」を適用するものとし、同細則第5条第3項に規定する「加入している組合の代表者」は「中央執行委員長」と読み替えて適用する。

この細則は、2012年7月1日から適用する。

この細則は、2013年3月2日から適用する。

この細則は、2019年4月1日から適用する。